

学校いじめの防止等基本方針

1 総則

(1) 目的

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめは、力の優位一劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることが一つの大きな特徴であるといえる。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童の立場に立って行うものである。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、京都市立伏見南浜小学校に在籍する児童全員の人権が大切に守られ、「希望の登校」・「満足の下校」を実現するとともに、児童の生活の中からいじめを根絶するために策定するものである。

(2) 基本理念

集団生活の中で児童間でのいじめにつながる行為やそれに似た行為は頻繁に起こりうるものである。そこで、いじめから児童を守るために、まずはいじめを未然に防止すること、また、迅速かつ丁寧に対応することが重要である。いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共通理解する。また、いじめほどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、全教職員が一丸となっていじめの防止に取り組むことが重要である。

2 いじめ対策委員会

①構成	<ul style="list-style-type: none">いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、副教頭、教務主任、生徒指導主任及び担当、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーで「いじめ対策委員会」を構成する。必要に応じて、道徳主任、人権教育主任などが入り、具体的な取組の提案を行う。
②開催時期	<ul style="list-style-type: none">当委員会は、定例の生徒指導委員会時、または、その終了後に開催する。※緊急対応の場合はこの限りではない。
③児童・保護者への周知方法	<ul style="list-style-type: none">入学説明会や入学式で学校長より児童・保護者に周知を図る。また、朝会で生徒指導主任より、定期的に児童に話をする。ホームページにて発信

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

<p>①学習環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童が安全で、安心して学習に集中できる教室環境づくり ・教室の前面は、児童が学習に集中できるように工夫する (学習の妨げとなるもの、不必要なものを掲示しない。すっきりとした教室) ・ロッカー内の整理整頓 ・児童の生活ラインを考えた教室の整備
<p>②授業改善の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研究・研修を通して、指導者の指導力の向上を図る ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施 ・児童の眩きや発表、思考を大切に認め合う授業風土の確立（自己有用感の育成） ・基礎基本の定着を見据えた学習計画及び授業の工夫（確かな学力の向上） ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身につけ、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進 ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底 ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点をおいた学習内容や学習形態の工夫 ・授業の中で児童が活躍できる時間・場の設定 ・自主学习プリントの工夫 ・GIGA端末を学習に有効活用
<p>③道徳教育、人権教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心を耕す確かな狙いをもった道徳教育の実践 ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施 ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的・計画的な実施 ・自分のよさに気付き、自分を磨き続けていこうとする子の育成 ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施
<p>④児童が主体的に行う活動や体験活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会が司会・運営する児童朝会の実施 ・児童朝会で行う各委員会からの活動報告 ・校外学習や長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進
<p>⑤児童生徒同士の絆づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんな遊び」や朝の会・終わりの会で実施するスピーチでの児童間交流 ・縦割り活動（なかよし活動など）によるピアサポート体制の育成 ・異学年集団の交流などを進める中で、望ましい人間関係の育成 ・地域、PTAとともに取り組む『あいさつ運動』の実施 ・仲間と目標を大切に部活動

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

①日常の児童に関する情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の同僚性を高めるための管理職のリーダーシップ ・明るい職場作り、相談しやすい職員室作り ・学年主任を中心とした学年会の実施
②児童に対する定期的な調査	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期把握 ・クラスマネジメントシートを活用してのいじめの実態把握と学級経営の見直し
③上記調査等の結果の検証及び組織的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートに基づく積極的な個別面談の実施 ・SC（スクールカウンセラー）との連携による教育相談 ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保 ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

①基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。その際、いじめの事実関係などを本人及び周囲の話を聞くことで、客観性の高い情報を収集する。事案に対する指導は、継続的に行い、進捗状況を定期的に連絡する。連絡の手段としては、電話対応ではなく、家庭訪問や懇談など顔を合わせて行う。 ・次ページの「組織的な対応の流れ」参照
③インターネット等を通じて行われるいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルの学級活動の強化 ・SNSを通じて起きている問題行動の理解 ・家庭地域教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発 ・ケータイ教室の実施
④「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめの解消」の定義…少なくとも以下の①②が満たされている必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①いじめに係る行為が止んでいること。 ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。 ・3か月を目安とし、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。 ・いじめを受けた児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

組織的な対応の流れ

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断についての確認

未然防止の取組

予防

- ・学校・学級でいじめが起きにくい風土づくり
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・児童一人一人の自己有用感を高める絆づくり
- ・学習環境の整備
- ・研修会による教職員の生徒指導力の向上
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・授業改善
- ・アンケートを活用した児童理解

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・児童の様子、児童間の関わり方から（授業中、休み・給食・掃除時間、放課後、部活動など）
- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- いじめの発見があった場合は、速やかにいじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討する。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った指導

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に謝り、謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

「いじめ解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

<p>○教職員の資質能力向上の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築 ・生徒指導体制の見直しと、「報告」「連絡」「相談」の徹底 ・教職員のいじめに対する認識向上を図る校内研修会（年1回） ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る校内研修会（年1回） ・児童に関する情報共有を図る校内研修会（年3回） ・「クラスマネジメントシート」、「いじめに特化した記名式アンケート」実施及び活用法に関する校内研修会（年2回） ・教職員の生徒指導力向上を図る校内研修会（年1回）
-----------------------	--

4 保護者・地域、関係機関との連携

<p>①各家庭での取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の子どもに関心を持ち、子どもの孤独感やストレスに気づくことのできる環境を整えていく。 ・善悪の判断力を子どもに育てるために、「叱るべきこと」と「褒めるべきこと」の線引きを意識する。 ・親としての責任を持ち、何においてもまず子ども中心の生活を心がける。 ・携帯電話やスマートフォン、パソコンなどの情報機器を使う際の家庭でのルールを作り、厳守させる。
<p>②地域での取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに「守られている」という安心感をもたせる。 ・子どもたちとの人間関係をつくるために、学校と地域が連携して行事を行うなど、顔を合わせる機会を増やす。 ・子どもたちに出会った時には、積極的な挨拶や声かけをお願いし、コミュニケーションを図る。 ・公園や遊び場など、地域で子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけるようにする。 ・問題行動的な場面を見かけたら、優しく声かけをして事情を聞くようにする。
<p>③学校から保護者、地域への情報発信、啓発、協同の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめの防止等基本方針」の策定 ・ホームページの作成と更新 ・入学説明会や入学式、朝会などで「いじめ対策委員会」やいじめから子どもを守る取組について発信 ・人権参観の実施 ・学校の地域行事への参加（おやじの会主催デイキャンプ、少年補導パトロール、音楽と映画の夕べ、御香宮祭礼パトロール、体振区民運動会、お正月子どものつどいなど）

5 重大事態への対処

<p>① 基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い、重大事態に至ることのないよう全力を尽くすことが求められる。しかし、万一、重大事態が発生した場合（①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき）には、次のとおり対処するとともに、その再発防止等のため必要な措置を行う。
<p>②重大事態への対処</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。 ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。 ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。 ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。 ・京都市教育委員会への調査結果の報告。 ・調査結果を踏まえた必要な措置。 ・同種の事態発生防止に必要な取組の推進。 ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画（予定）

- ・いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめの防止等基本方針の共有 ・年間計画と役割の明確化 ・いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有① ・校内体制や組織的対応の共有 ・児童・保護者への広報について <p>生徒指導校内研修会①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生徒指導の取組」「みんなのきまり」共通理解 ・いじめに対する認識を図る 	<p>【共通】</p> <p>入学式 学級開き</p> <hr/> <p>小中連携①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年） 	<p>学校説明会 入学式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長から啓発個人懇談会① ・保護者啓発

5	<p>学級経営方針の交流会 生徒指導校内研修会②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等、気にかかる児童の情報共有 <p>いじめ対策委員会①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等、気にかかる児童の確認 	<p>【共通】 朝会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・全教職員でいじめをなくす取組をすること（いじめ対策委員）を紹介 <p>1年生を迎える会 なかよし活動（縦割り活動）①</p> <p>【6年】薬物乱用防止教室</p>		<p>個人懇談会①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者啓発 <p>授業参観・学級懇談会①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者啓発
6	<p>生徒指導校内研修会③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クラスマネジメントシート①」、「いじめに特化した記名式アンケート①」実施及び活用法に関する研修会 <p>いじめ対策委員会②</p>	<p>【共通】 なかよし活動（縦割り活動）②</p> <p>【6年】修学旅行 【3年・5年】非行防止教室 【5年】ケータイ教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに特化した記名式アンケートの実施①（全年）、学年集約と共有① ・クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学級集約と共有 	<p>授業参観②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者啓発
7	<p>いじめ対策委員会③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに特化した研修会に向けて <p>生徒指導校内研修会④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クラスマネジメントシート①」の結果の活用に関する研修会 <p>第一回不登校対策委員</p>	<p>【共通】 朝会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前「夏休みのくらし方」について話をする。 <p>地域パトロール</p> <p>【5年】花脊山の家宿泊学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面談① ・学校評価アンケートの実施 	<p>個人懇談会②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者啓発
8	<p>いじめ対策委員会④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クラスマネジメントシート①」、「いじめに特化した記名式アンケート①」の結果について ・個別面談の結果の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・4月～7月いじめ事案の経過 ・いじめ防止プログラムの見直しと確認 <p>① PDCAサイクル</p> <p>生徒指導校内研修会④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに特化した研修会 <p>小中合同教職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて情報共有と連携 	<p>【共通】 地域パトロール</p>		

9	<p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止プログラムの見直しの共有 ② PDCAサイクル <p>年間の取組の見直し①</p> <p>いじめ対策委員会⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止に向けた取組の確認 	<p>【共通】</p> <p>なかよし活動（縦割り活動）③</p>		<p>家庭地域教育学級</p> <p>①（第一回地生連にて決定予定）</p> <p>授業参観③（人権）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者啓発
10	<p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果の共有 <p>いじめ対策委員会⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等、気にかかる児童の情報共有 <p>いじめ対策委員会</p>	<p>【共通】</p> <p>運動会</p> <p>地域パトロール</p>		
11	<p>生徒指導校内研修会⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の生徒指導力向上に向けて <p>いじめ対策委員会⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クラスマネジメントシート②」、「いじめに特化した記名式アンケート②」実施に向けて 	<p>【共通】</p> <p>学習発表会</p> <p>なかよし活動（縦割り活動）④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに特化した記名式アンケートの実施②（全年）、学年集約と共有② ・クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学級集約と共有 ・個別面談② ・学校評価アンケートの実施 	
12	<p>年間の取組の見直し②</p> <p>いじめ対策委員会⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の見直しと作業に向けて ・いじめ防止プログラムの見直しと確認 ② PDCAサイクル <p>第2回不登校対策委員</p>	<p>【共通】</p> <p>朝会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権について <p>言葉のプレゼント</p> <p>朝会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業前「冬休みのくらし方」について話をする。 		<p>人権月間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校だより」で啓発 ・保護者啓発 <p>個人懇談会③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者啓発
1	<p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止プログラムの見直しの共有 ② PDCAサイクル <p>いじめ対策委員会⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クラスマネジメントシート②」、「いじめに特化した記名式アンケート②」の結果について ・9月～12月いじめ事案の経過 ・個別面談の結果の共有 	<p>【共通】</p>		

2	生徒指導校内研修会⑥ ・今年度の反省と次年度への課題 いじめ対策委員会⑩ ・年間を通してのいじめ事案の経過 ・いじめ事案の経過と課題の共有	【共通】 造形展 なかよし活動（縦割り活動）⑤ 6年生を送る会	・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存）	新1年入学説明会 ・校長から講話 授業参観・学級懇談会④ ・保護者啓発
3	いじめ対策委員会⑪ ・いじめ防止プログラムの見直しと確認 ③ P D C Aサイクル 職員会議 ・いじめ防止プログラムの見直しの共有 ③ P D C Aサイクル ・学校評価の結果の共有② ・次年度の基本方針の確認 第3回不登校対策委員	【共通】 卒業式		

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（P D C Aサイクル 8月・12月・3月）
- ・ 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「個別面談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・ 「授業参観・懇談会」「自由参観」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
 事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。

7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について教職員自身が自己評価を行う。また、児童や保護者向けの評価についても、いじめの実態に関する項目を設け、HP等に公表する。

関係機関からの、調査などについては積極的に協力すると共に、教育委員会などへの報告を行う。

学校運営協議会などの場で、いじめに関する現状を報告し、指導・助言などを受ける。

いじめの防止等のための取組を上表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の点検・見直しを行う場合がある。（P D C Aサイクル）

8 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章総則(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(重大事態への対応)

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。